# 2021年度(令和3年度)版 砥部町社協事業ダイジェスト版





【お問い合わせ】
〒791-2120

愛媛県伊予郡砥部町宮内 1369 番地 社会福祉法人 砥部町社会福祉協議会

TEL: 089-962-7100 FAX: 089-962-7186 メール: info@tobe-shakyo.jp

# 社協とは

社会福祉法による「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、基本的な理念は、住民主体に基づき、「地域の福祉課題解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現」に係る団体です。

「社会福祉協議会」は全国すべての都道府県、市町村に設置されており、地域における社会福祉等の課題を計画的に住民と一緒に解決しようとする公共性・公益性の高い民間の非営利団体です。(半官半民の団体)

# 活動理念

# 「だれもが住み慣れた町で安心・安全に 暮らすことのできる福祉のまちづくり」

砥部町社会福祉協議会の使命は、特別な人のためだけではなく、すべての住民にかかわる テーマであることを前提に、身近な地域課題から社会が抱える問題に目を向けながら、「より よい福祉のまちづくり」を目指しています。現在、住民参加型の地域福祉事業、公益事業(介 護保険・障害者総合支援法)在宅サービスの運営に関わっています。



# 活動財源

社協事業の主な財源は、

- 社協会員費、赤い羽根共同募金配分金、寄付金等の民間財源
- ・愛媛県社協、砥部町からの運営費、事業補助金、事業委託金などの公的補助金
- 介護保険事業、障害者総合支援法に係る公益事業収入



# 社協事業の紹介

# ●ふれあい・いきいきサロン事業(受託事業費含む)









小地域で住民同士ふれあいができる、活動の拠点づくり(サロン)に関する総合的な窓口になります。

- ①ふれあい・いきいきサロン連絡協議会の事務運営(助成金申請や各種研修など)
- ②サロンに関する相談、情報提供
- ③サロン活動に適する備品の貸出
- ④地域住民グループ支援事業などの企画調整

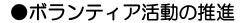


重光いきいきサロン



銅いきいきサロン

「サロンの立ち上げをしたいけど どうすればいいの」 「サロンの情報が知りたい」など お気軽にお問い合わせください。







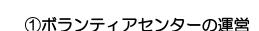












- ・ボランティア活動への情報提供、相談、連絡、調整
  - ボランティア連絡協議会の運営(助成金・研修など)
  - ボランティア登録の推進
  - 生活支援ボランティア事業の体制づくり

ボランティアに関する窓口をおこなっています。

• ボランティア活動保険に係る相談

# ②ボランティアの育成

ボランティア育成に係る講座等の開催



おうち de ボランティア (お手玉づくり)



障がい者スポーツ大会ボランティア活動

## ③災害ボランティアに関すること

- ・災害・防災に関する各関係機関との連携
- ・ 災害・ 防災等の研修会実施の促進
- 災害ボランティアセンターの運営
- ・ 災害に関する被災地支援



アクティブシニアボランティア養成講座



災害ボランティア活動(砥部町)

## ④とべ「ほっと」けれん事業(生活支援ボランティア)

高齢者・障がい者等が、住み慣れた地域の人々との関わりの中で、見守られながら安心して穏やかに生活できるよう、町民の在宅生活支援として、お手伝いしたい人と助けてほしい人をつなぎ、在宅支援及び地域福祉の向上を図ることを目的としています。

## (在宅支援例)

買物代行、掃除、洗濯、安否確認、ペットの世話、 話し相手、家具の移動、軽微な生活支援など

## <報酬額>

交通費:1回の訪問につき200円

30分未満 200円

以上30分ごとに200円積算になります。



生活のお困りで利用されたい方!! 手伝い隊としてボランティアされたい方!! 気軽に相談ください。



# ●福祉学習事業













福祉学習とは、身の回りの人々や地域とのかかわりを通じて、そこにどのような福祉課題があるかを学び、解決する方法を考え、行動する力を養うことを目的としています。

## ①福祉学習に関する企画・講座の開催



こどもぎゅぎゅっとキャンプ事業(伊方町)



小学校 車イス・アイマスク体験

## ②Let's tobe ハピ講座の開催

地域住民等をゲストティーチャーとして、子供から大人まで学べる福祉学習の出前講座の開

催をしています。



放課後こども教室



「高齢者」について学習(中学校)

# ●障がい者(児)福祉普及啓発事業



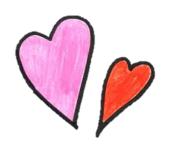








障がい者(児)の支援につながる企画を立案し 実施します。





精神保健福祉ボランティア養成講座の開催



# ●地域福祉活動計画事業 デーマ:だれもが幸せあふれる砥部町に

砥部町の地域課題を、住民の方とともに考えて策定した「第1期砥部町地域福祉活動計画」 の周知 PR 及び5年間、住民活動、社協活動の指針(目標)とします。また「第2期砥部町地 域福祉活動計画」の策定に向けて策定委員会の発足、地域座談会、地域福祉活動の相談、コー ディネート支援をいたします。



外山「活き活きカフェ」の様子



地区地域福祉活動推進懇談会の開催

## ①地区福祉活動推進懇談会の開催

広域及び小地域((広田・砥部・宮内・麻生)4地区での開催を予定しています。

## ②小地域福祉活動発展事業

地域福祉活動推進懇談会等で企画された小地域を対象とする住民福祉活動への助成をします。1グループ上限20,000円の活動助成金(上限8回)

# ●災害対策支援事業







災害・防災をテーマに、平時から地域住民や各団体等の連携を深め、非常に発揮できる「しくみ」 や互助の大切さを啓発していき、また児童に対して防災学習の実施をしていきます。 【取り組み】

- TOBE 防災ネットワークの活動
- ・防災学習(子供防災キャンプの実施)
- 砥部町総合防災訓練への参加
- ・ 災害イベントの実施及び参加
- ・ 地域支えあい活動の推進



地域で支えあいマップづくり



こども防災キャンプ事業

# ●町内社会福祉法人連携による「地域における公益的な取組」の推進







砥部町内の社会福祉法人による「地域における公益的な取組」活動。生活困窮者自立支援、 災害などをテーマに活動を行っています。

【参加法人】広寿会、南風会、砥部町社会福祉協議会

活動テーマ: ①生活困窮者支援 ②災害時支援 ③成年後見制度への支援

# ●地域福祉活動助成事業









NPO団体及びボランティア団体などを対象に、それぞれが企画する福祉事業に対して助成金を支給しています。

「社協だより」にて期間を設け募集していますので、活用の際は申請をしてください。 助成金上限 20,000 円※事業費3/4を助成します。(助成団体数にも上限あり。)

## ●法人後見事業









認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分なために、意思決定が困難な者の判断能力を補うため、当社協が成年後見人、保佐人又は補助人となることにより、被後見人、被保佐人又は補助人の財産管理並びに身上監護を行い、高齢者、障がい者等が安心して日常生活を送ることができるように支援します。

## 【業務内容】

- ○後見業務(被後見人の財産管理及び身上監護)
- ○後見業務における弁護士、司法書士等の法律専門家や関係機関の連携
- ○法人後見運営委員会の運営

# ●在宅高齢者紙おむつ事業・在宅障がい者(児)紙おむつ事業





在宅で介護をうけられている寝たきり等の高齢者の方、また在宅で生活されている重度障がい者(児)に対し、紙おむつの支給をしています。(奇数月配布)

※申請基準がありますので、詳細は事務局までお問い合わせください。

# ●介護機器貸出事業





車イスの貸し出し(無料)をおこなっています。(原則3か月間) ※要介護2以下の方、その他車イスがないと生活に支障がある方が 対象となります。



# ●イベント機材貸出事業









地域での交流や研修などへの支援を目的とし、イベント機材及びDVDの貸し出しを無料でおこなっています。



貸出用プロジェクターとスクリーン



かき氷機

【貸出備品一例】



貸出用DVD例



ポップコーン機



レクリエーション備品

7

# ●在宅介護者家族の会の実施







在宅で介護をされている介護者を対象に、イベント 情報交換の場を設けています。(年2回予定)

# ●レクリエーション施設整備事業









会員交流の様子

町内行政区のレクリエーション整備に関する経費に対し、助成をおこなっています。 ※助成件数には限りがあり、総事業費 1/2 の上限 50,000 円としています。

# ●広報誌「社協だより」の発行・ホームページ等による福祉情報提供



社会福祉協議会の福祉活動、福祉に関する事柄について、情報発信しています。



※社協だより(1月、5月、7月、10月)発行 ※ホームページ⇒検索「砥部町社会福祉協議会」 ※地域活動の情報を動画にて発信します。



# ●赤い羽根共同募金運動の実施



毎年 10 月から 12 月までの 3 か月間、赤い羽根共同募金運動を実施しています。集まった募金配分使途は、県の広域福祉事業費、町内福祉事業に活用しています。



「この町をよくするしくみ」 みなさまの温かい募金をお待ち しています。

# ●まごころ銀行の運営





福祉フェスタ募金活動

社会福祉に対する寄付や寄贈をうけて、町内福祉事業に活用させていただいています。

# ●生きがいと創造の事業







高齢者の生きがい活動と交流を図るため、大正琴教室を月2回定期的に開催しています。

# ●砥部町社協福祉フェスタの開催



町内外の福祉関係団体からなる福祉総合イベントを、年1回開催しています。

実行委員会を設置し、イベントを通じて、福祉関係団体同士の交流や、参加者へ福祉に興味をもっていただけるよう、企画運営をおこなっています。

日程:2021年11月28日(日)砥部町中央公民館



フェスタイベント



福祉フェスタ会場バザー

# ●心配ごと相談事業









社会福祉士が、日常抱えている心配ごとについての身近な相談窓口になっています。

## 【心配ごと相談】

砥部町中央公民館1F 砥部町社会福祉協議会 相談室2

(第2、4木曜日) 10:00~12:00に開所します。

【司法書士相談】※予約制 司法書士さん、社協スタッフ

相談場所	相談日	時間帯
中央公民館1F相談室	年3回	10:00~12:00

※相談日時は「社協だより」もしくは「広報とべ」をご確認ください。

※心配ごと相談は、内容により 30 分無料弁護士、司法書士相談へ紹介をしています。

# ●独居高齢者見守り訪問事業







閉じこもりがちになっている、地域で気になる独居高齢者等への安否や声かけ訪問を民生児童 委員さんに協力をいただきながら実施します。

# ●農業を通じた福祉連携支援事業







訪問時の声かけ

さまざまな福祉事業に対して地域の農地を有効活用し、社協が支援する事業に活用していきます。

# ●地域住民拠点づくり事業

住民活動の拠点づくり活動の支援をします。



ウォーキングサークル









カフェなかにわ

# 受託事業の紹介

# ●生活福祉資金貸付事業











愛媛県社会福祉協議会が、生活福祉資金(低所得者・高齢者・障がい者世帯・他の貸付制度が 利用できない方など)の貸付と必要な相談支援をおこないます。なお、経済的自立や生活再建の 促進に繋がる場合に申請のお手伝いをします。



# ●福祉サービス利用援助事業











社会福祉法に基づき、判断能力に不安がある認知症、知的障がい者、精神障がい者などの方が サービスを利用することによって、できる限り地域で安心して自立した生活を送れるよう、お手 伝いする事業です。

- ※福祉サービスの利用や、日常的な金銭管理等のお手伝いをしています。
- ※社協が相談窓口になりますので、お気軽にご相談ください。





# ●生活困窮者自立支援事業











生活困窮者に対する支援制度。主に生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、 生活困窮者に対して相談、支援事業の実施、住居確保給付金の支給・家計相談・就労準備支援事業などの支援を行います。

※社協スタッフが相談支援員となります。お気軽にご相談ください。



住民参加の研修会の実施



# ●生活支援体制整備事業







フードバンクの管理

高齢者が、地域とのつながりや、生きがいを持ちながら暮らしていくため、民間企業、NPOボランティア、地域住民をはじめとした多様な主体が連携しながら、地域における高齢者支援の担い手やサービスの開発を行い、高齢者の社会参加および生活支援・介護予防の充実を推進することを目的として、町内全域(第1層)及び地区(第2層)に「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」の設置をおこなう事業です。

## ①生活支援コーディーネーター

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を、推進していくことを目的とし、地域において 生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネット ワーク構築)を果たす者です。

## ②協議体

地域における生活支援コーディネーターと、生活支援等サービスの提供主体等が参画し、 定期的な情報共有及び連携強化の場として、生活支援のネットワークづくりをします。

## ※第2層協議体

2か月に一度住民座談会を開催しています。参加はどなたでもできます。

# ●地域住民グループ支援事業(出張教室型)







サロン活動、老人クラブ活動等、地域高齢者が集まる場において、介護予防に係る講座や、教室などの開催をおこないます。



レクリエーション出前講座の開催

# ●地域住民グループ支援事業(立ち上げ開催支援型)







高齢者による地域サロン等の立ち上げ支援や、地域の拠点づくりへのコーディネートをします。

## ●フレイル予防教室事業







町内で基本チェックリストに 該当する方を対象に予防講座 の開催をします。



ルル予防教室開催



地域サロン講習会

# ●砥部町家族介護支援事業







介護に関わりのある方、また関心興味を持たれている 方を対象に、介護に関する講座等を設けています。



介護教室開催

## ●家族介護用品支給事業







主に在宅にて介護が必要な方に対し、介護用品をお配りしています。(奇数月配布) ※申請は、砥部町介護福祉課になります。

# ●砥部町民生児童委員協議会事務局運営







民生児童委員さんによる協議会の運営を、おこなっています。地域福祉協力者の要となる民生 児童委員さんとの連携を深めて、町内福祉の推進を図っています。



町内高齢者施設へ訪問



# ●砥部町老人クラブ連合会事務局運営









老人スポーツ大会の開催

砥部町老人クラブ連合会の運営に携わっています。 老人クラブに関する相談窓口となっています。

# 介護保険事業、障害者総合支援法(公益事業)の紹介

# ●居宅介護支援事業所の運営(介護保険事業)







ケアマネジャーが、ケアプランを作成し、利用者及びその家族に対し、安心して在宅でくらせるよう、支援をおこなっています。

# ●訪問介護事業所の運営(介護保険事業)







要支援状態、要介護状態、訪問型サービス対象の方にヘルパーの派遣をしています。また、利用される方が自分らしく安心して生活できるよう、寄り添ったお手伝いをさせていただきます。



事業所内研修会の開催

# Revola

# ●計画相談支援事業所の運営(障害者総合支援法)







相談支援専門員が、障がい福祉サービスなどの利用計画を作成し、利用者及びその家族に対し、安心して在宅でくらせるよう、支援をおこなっています。

# ●一般相談支援事業所の運営(障害者総合支援法)







障がいに関する総合相談窓口となっています。



電話相談

# ●居宅介護事業所の運営(障害者総合支援法)<sup>3</sup>5567







障がい者の方にヘルパーの派遣をしています。利用される方が在宅で安心して生活できるよう、 身体介護及び生活援助のお手伝いをしています。

## ●同行援護(障害者総合支援法)・移動支援事業所の運営(砥部町地域生活支援事業)

障がい者の方に対し、ヘルパーを派遣して外出の支援をおこなっています。



障がい者区分認定調査の実施

※障がい者のサービス申請に必要な障がい者支援区分認定調査の実施をしています。申請は、砥部町介護福祉課になります。

福祉に関する相談について、営業時間内 (月~金8:30~17:30)受け付け ております。お気軽にお問い合わせください。





砥部町社会福祉協議会 イメージキャラクター「ホッと君」

【お問い合わせ】
〒791-2120

愛媛県伊予郡砥部町宮内 1369 番地社会福祉法人 砥部町社会福祉協議会

TEL:089-962-7100 FAX:089-962-7186 メール:info@tobe-shakyo.jp

砥部町社会福祉協議会は、砥部町の地域福祉推進のため一丸となってがんばります!

# 持続可能な開発目標 (SDGs) 2030 年までの 17 の目標





#### <智国>

あらゆる場所のあらゆるかたちの 貧困を終わらせる。



## <保健・福祉>

あらゆる年齢のすべての人の健康 な生活を確保し福祉を促進する。



## くジェンダーン

すべての女性と少女のエンパワーメントを図り、ジェンダーが平等であるようにする。



## **<エネルギー>**

すべての人々の、安価かつ信頼で きる持続可能な近代的なエネルギ ーへのアクセスを確保する。



## <インフラ・産業・イノベーション>

災害に強いインフラをつくり、みんなが参加できる持続可能な産業 化を進め、新しい技術を生み出し やすくする。



#### <持続可能な地域社会>

だれもが安心安全に住み続けれる 地域社会をつくる。



## <気候変動>

気候変動及びその影響を軽減する ための緊急対策を講じる。



### <陸上資源>

陸の生態系を保護し、持続可能な利用を進め、森林をきちんと管理し、砂漠化、土地の劣化、生物多様性が失われることを防ぐ。



## く実施手段>

持続可能な開発のための実施手段 を強化し、グローバル・パートナ ーシップを活性化する。



## <飢餓>

食料の安定確保して飢餓を終わらせ栄養状態を改善するとともに持続可能な農業を持続する。



## <教育>

だれもが平等に質の高い教育を 受けられるようにし、生涯にわ たり学習できるようにする。



### <水・衛生>

すべての人々の水と衛生の利用可 能性と持続可能な管理を確保す ス



## く経済成長と雇用>

みんなが参加できる持続可能な経済成長を進め、すべての人が働きがいのある人間らしい仕事ができるようにする。



## <不平等の是正>

国内及び各国家間の不平等を是正する。



#### く消費と生産>

持続可能な消費生産形態を確保する。



## <海洋資源>

海洋、海洋資源を守り、海の汚染 を減らし、持続可能な利用を促進 する。



#### <平和>

平和でみんなが参加できる社会をつくり、すべての人が司法を利用でき、あらゆるレベルで、効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する。



誰ひとり取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連のサミットにおいて加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。